

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団白慧会

- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事業所の所在地

主たる事務所 静岡県浜松市中区高丘北二丁目12番4号

従たる事務所 静岡県浜松市浜北区中瀬7136番98

(3) 設立許可年月日 平成8年7月18日

(4) 設立登記年月日 平成8年8月2日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	手嶋通雄	手嶋歯科クリニック管理者
理事	手嶋由美子	ポプラ歯科医院管理者
同	手嶋将人	
監事	手嶋智子	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称		許可病床数
診療所	手嶋歯科クリニック	静岡県浜松市中区高丘北二丁目12番4号	病床 0床
同	ポプラ歯科医院	静岡県浜松市浜北区中瀬7136番98	病床 0床

(2) 当該事業年度内に社員総会で議決または同意した事項

令和3年5月27日 令和3年度決算の決定

令和4年3月28日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 社団白百合会
 所在地 浜松市中区高丘北二丁目12番4号

※医療法人整理番号

財産目録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資産額	132,574千円
2. 負債額	39,825千円
3. 純資産額	92,749千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	116,379
B 固定資産	16,195
C 資産合計 (A+B)	132,574
D 負債合計	39,825
E 純資産 (C-D)	92,749

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借)
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借)

法人名 医療法人 社団白鷲会
所在地 浜松市中区高丘北二丁目12番4号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 3月 31日現在)

(单位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	116,379	I 流動負債	3,169
II 固定資産	16,195	II 固定負債	36,656
1 有形固定資産	14,593	負債合計	39,825
2 無形固定資産	0		
3 その他の資産	1,601	科目	金額
		I 資本金	49,824
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	42,925
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	92,749
資産合計	132,574	負債・純資産合計	132,574

様式4-2

法人名 医療法人 社団白慧会
 所在地 浜松市中区高丘北二丁目12番4号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	123,732
2 事業費用	121,450
本来業務事業利益	2,282
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,282
II 事業外収益	1,307
III 事業外費用	27
IV 特別利益	3,562
V 特別損失	0
税引前当期純利益	3,562
法人税等	312
当期純利益	3,250

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人 社団白鶴会
理事長 手嶋 通雄 殿

私は、医療法人 社団白鶴会 の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月10日

医療法人 社団白鶴会

監事 手嶋 智子

